

令和2年8月4日

歯科口腔健康診査（歯科健診）の案内通知を、すでに被保険者資格を喪失している方にも送付してしまいました。

誤って送付したご本人やご家族、歯科健診の実施歯科医療機関等関係者の皆様には多大な御迷惑をおかけし、また被保険者の信用を損なうこととなりましたことを深くお詫び申し上げます。

問い合わせ先 福島県後期高齢者医療広域連合事務局  
電話 024-528-9024  
担当 長谷部、関根

## 後期高齢者「歯科健診」案内文書の誤送付について

### 1 概要と事実経過

前年度中に75歳に達した後期高齢者医療被保険者を対象に実施する歯科口腔健康診査（歯科健診）の案内通知書兼受診券を、すでに亡くなっている方や福島県外に転出した等の理由で、福島県後期高齢者医療の資格を喪失している方に、誤って送付していました。

令和2年7月30日付けで歯科健診の案内通知を19,877通送付したところ、誤って通知が届いたご家族からご連絡をいただき、送付したリストを確認したところ、すでに資格を喪失している760件にも通知していたことが7月31日に判明しました。

### 2 判明後の対応

誤って通知を送ってしまった方またはそのご家族宛てに、8月4日付けでご説明とお詫びの文書をお送りいたしました。

また、誤った通知を受け取られた方が歯科健診を受診してしまわないよう、福島県歯科医師会を通じ各実施歯科医療機関に、歯科健診受付の際に「後期高齢者医療被保険者証」の有無を確認するよう依頼しました。

### 3 発生原因

被保険者情報から資格喪失者を除いた送付用データを作成するため、Excelを用いデータを並べ替えた際に、選択範囲の指定を誤り、削除すべきデータが削除されていなかったため。

### 4 再発防止策

- (1) データ作成過程ごとに作業チェックリストを用い、作業中の各段階で誤りが無いことを確認します。
- (2) 作業画面のハードコピーにより、複数職員が(1)の作成過程ごとの処理内容を確認します。